

第6章 ごみ処理事業

1. 沿革

橿原市におけるごみ処理については、市制発足当初（昭和31年）は申込み制により有料で行っていました。昭和32年に川西町に塵芥処理場が設置され「川西衛生センター」が開設され、その後、昭和45年にごみ焼却場（60t/日）が川西町に完成しました。昭和47年より、市内全域ごみ収集の無料化を開始しましたが、焼却すべき搬入量が逼迫し処理不足となったため、昭和53年にごみ焼却施設（180 t/日）を新設しました。

平成4年度より古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・ミルクカートン）古繊維・アルミ缶の有価物を自主的に集団回収する団体及びその資源を回収する業者に対して報償金を交付する再資源集団回収報償金交付制度を開始し、平成7年2月からは、缶・ビンの分別収集を開始し、平成13年にはペットボトル・プラスチックボトルの収集、平成15年4月には新聞・雑誌・ダンボールの収集を開始し、ごみの再資源化を図って参りました。

なお、平成15年4月よりごみの増加に歯止めをかけ、減量することを目的として、市指定のごみ袋によるごみ収集（有料化）を実施しています。それに伴い、昭和63年度より中高層マンション等の共同住宅に於いて、コンテナ設置による収集を行ってきましたが、有料化の開始以降、それを順次廃止してきました。

平成13年4月より市民のリサイクル活動の拠点機能とごみの分別再生利用施設の二つの機能をあわせもつリサイクル館かしはらが、東竹田町において稼動し、続いて平成15年4月より安全焼却、公害防止、エネルギーの有効利用を実現した最新鋭設備の焼却炉（255t/日）であるクリーンセンターかしはらが稼動しました。ここでは、エネルギーの有効利用として、ごみ焼却時に発生する熱を利用し、発電した電力を売電することや隣接する公共施設へ熱供給（温水）を行っています。

平成26年2月には、クリーンセンターかしはら及びリサイクル館かしはらの両施設に於いて、施設の運転、用役の調達、管理、日常点検、定期点検、物品等の調達、補修等までを平成26年4月より10年にわたり民間事業者に委託する長期包括運営委託事業契約を締結し、廃棄物の安定的処理及び経費の削減と平準化に努めています。

2. ごみ処理の概要

(1) 処理する一般廃棄物（ごみ）の種類

ア. 一般家庭から排出されるごみ（家庭系ごみ）

イ. 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物（事業系ごみ）

(2) 計画処理区域

本市行政区全域

(3) ごみ収集・運搬体制

ア. 家庭系ごみ

可燃ごみは、市の指定ごみ袋を使用し、市直営による各戸個別（一部を除く）収集を週2回行っています。

不燃物・粗大ごみは、市直営によるステーション方式で月1回収集を行っています。

資源ごみであるカン・ビンは、専用の容器を配布し、市直営による各戸個別（一部を除く）収集を2週に1回行い、ペットボトル・プラスチックボトルは市直営によるステーション方式にて月1回収集を行っています。また新聞・雑誌・ダンボールは、業者委託により各戸個別（一部を除く）収集を月1回行っています。

また、高齢者（70歳以上）のみの世帯を対象に、「粗大ごみのリクエスト収集」や、高齢や障がいなどの理由により、一般家庭ごみなどを収集場所まで出すことが困難な世帯を対象に、週1回家の前で一般家庭ごみを収集する「ふれあい収集」を行っています。

イ. 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することが原則です。自ら処理できない場合には、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼しています。

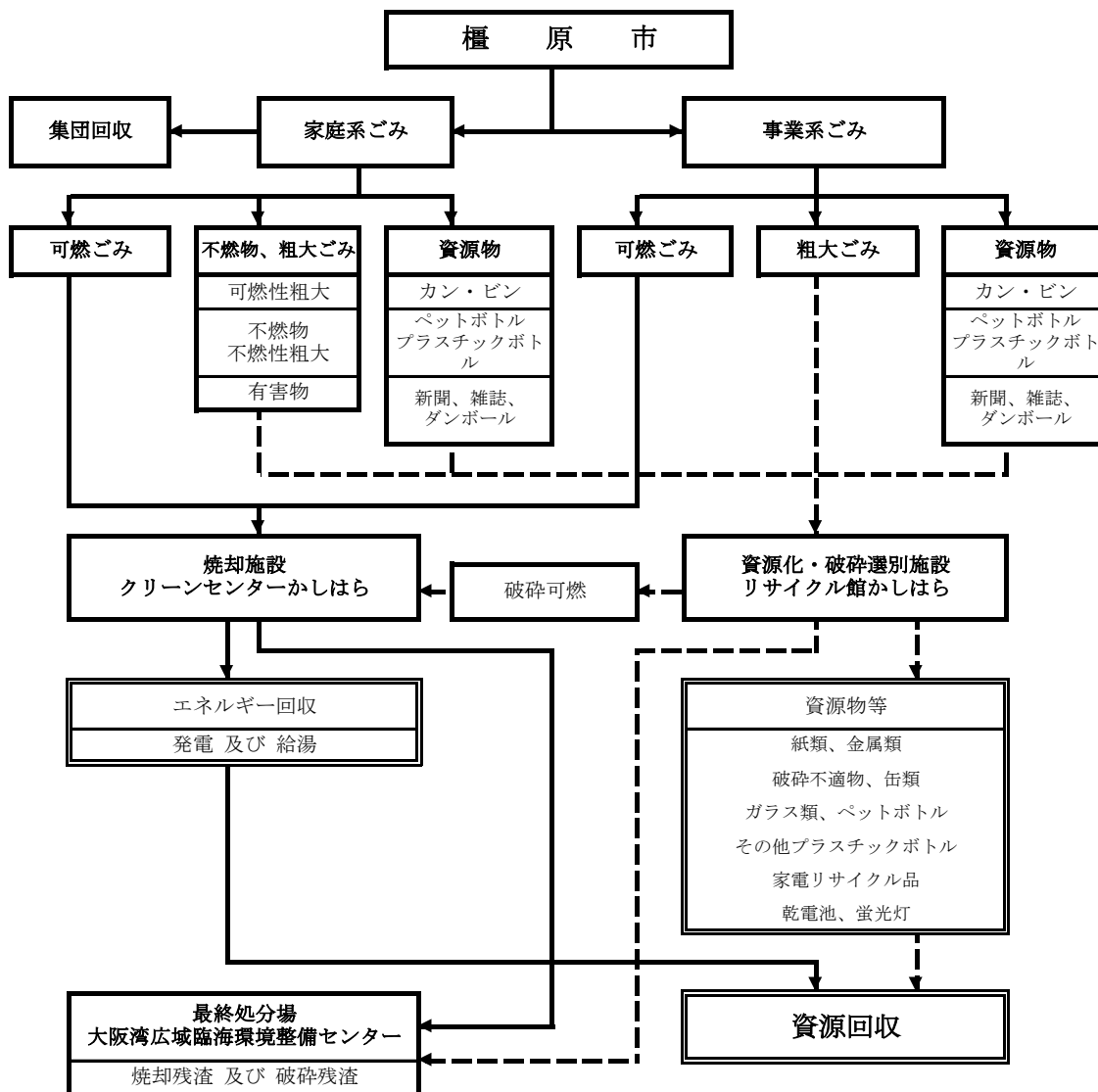


図 6 - 1 ごみ処理・処分の流れ

3. ごみ排出量の推移

指定ゴミ袋制の導入により減量化が進み、資源ごみについては分別収集が推進されています。

橿原市のごみ排出量の推移をみると、直近5年は年度により増減はあるものの40,000t前後で、令和4年度は38,468.34tとなっています。

表6-1 ごみ排出量の推移

(単位：t)

ごみの種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
可燃ごみ	35,132.21	35,805.21	34,033.50	33,619.44	33,457.73
可燃性粗大ごみ	1,905.95	1,875.64	1,944.45	1,779.68	1,692.21
不燃物・不燃性粗大ごみ・有害物	862.59	1,168.99	1,198.72	955.64	815.62
カン・ビン	1,037.60	1,000.37	1,045.41	1,029.99	986.02
ペットボトル・プラスチックボトル	138.36	149.66	143.17	148.57	154.31
新聞・雑誌・ダンボール	1,337.18	1,312.36	1,444.58	1,434.07	1362.45
合計	40,413.89	41,312.23	39,809.83	38,967.39	38,468.34

4. 資源物の再資源化量

市民から回収した資源物は、分別処理した後、再資源化事業者を引き渡します。限りある資源の有効利用を図ると共に、その売却収入が市の資源となっており、毎年公表しています。

ごみを資源物として分別して出すことで、廃棄物の減量化や資源循環に対する市民の意識向上に繋がっているものと思われま。

表 6 - 2 再資源化量

(単位：t)

年度	ビン類	カン類		プラボトル類		紙類	金属類		蛍光灯・乾電池
	ビン・ガラス	スチール	アルミ	ペットボトル	プラスチックボトル	新聞・雑誌・ダンボール	アルミ	鉄	
平成30年度	624.72	142.24	134.41	109.23	2.44	1,355.32	13.65	410.23	26.13
令和元年度	615.49	134.09	134.54	103.11	3.05	1401.92	26.84	542.17	26.66
令和2年度	586.01	138.92	148.22	103.82	2.80	1,498.82	27.06	565.84	28.08
令和3年度	605.61	129.40	147.05	104.34	2.77	1,497.02	21.59	421.71	32.03
令和4年度	559.82	126.03	139.99	104.11	2.44	1,409.57	19.74	373.11	18.96

資源循環課

5. 再資源集団回収報償金制度

ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資するために、平成4年度より再生資源ごみの集団回収を自主的に行う地域住民団体及びその資源ごみを回収する業者に対して報償金交付制度を開始しました。なお、平成16年度より、地域住民団体に対してのみ報償金を交付しています。

再生資源となるごみは、古紙類（新聞紙・雑誌類・ダンボール類・ミルクカートン）古繊維及びアルミ缶とし、報償金の額は、団体に対して集団回収した資源ごみ重量1kg当たり5円です。

表 6 - 3 集団回収実績

(単位：t)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	可燃物（紙・布類）		1,991.68	1,434.89	1,440.10	1,340.97
不燃物（アルミ缶）		38.98	28.06	36.03	30.94	28.73
計		2,030.66	1,462.95	1,476.12	1,371.91	1,265.56

※四捨五入のため、各数値の和が合計に一致しないことがあります。

※令和元年度より、実績値を「4月から翌年3月分」から「1月から同年12月分」に変更しました。

6. ごみ総排出量の推移

市民一人一日あたりのごみ総排出量は、ごみ減量化の施策により減少傾向です。

表6-4 一人一日あたりのごみ総排出量の推移

年度	総人口	総排出量(t)	一日平均総排出量(t)	一人一日平均総排出量(kg)
平成30年度	121,905	42,451.27	116.30	0.954
令和元年度	121,534	42,781.70	116.89	0.962
令和2年度	121,156	41,293.45	113.13	0.934
令和3年度	120,197	40,346.70	110.62	0.920
令和4年度	119,607	39,739.61	108.88	0.910

環境施設課

※総排出量は、ごみ排出量と集団回収量の合算

【算出方法】

- ・ 1日平均総排出量(t) = 総排出量(t) / 365(日) ※
 - ・ 1人1日平均総排出量(kg) = 1日平均総排出量(t) / 総人口 × 1,000
- ※うるう年(令和元年度)は366日で算出

7. 家庭用生ごみ処理機購入補助事業

家庭から排出される生ごみの減量を図るため、平成13年度に電動式生ごみ処理機の機能・効果等を調査するため、10件のモニターを募集し、購入補助を実施しました。購入後に生ごみ処理機の効果等についてアンケートを実施し、ごみ減量の有効性を確認し、平成14年度の本格的な補助制度実施に移行しました。

平成14年度から電動式生ごみ処理機購入者に対し、平成15年度より生ごみ処理容器購入者に対し、購入補助を行っています。平成16年度より補助金額は、それぞれ購入額の2分の1とし、電動生ごみ処理機は上限18,000円、生ごみ処理容器は上限2,700円です。なお、令和4年度の補助件数は、電動式生ごみ処理機9件、生ごみ処理容器2件の補助を実施しました。

表6-5 家庭用生ごみ処理機補助実績

年度	種類	
	電動式生ごみ処理機	生ごみ処理容器
平成30年度	6	3
令和元年度	8	2
令和2年度	12	2
令和3年度	10	13
令和4年度	9	2

8. ゴミの減量化、リサイクルに関する啓発事業

リサイクル館かしはらでは、ゴミの分別推進やリサイクルなどに関する啓発イベントの開催、各種リユース品の市民還元を実施しました。



(1) リサイクルフェア

再生された家具・自転車を低価格で販売し、市民に還元しました。

(2) 各種リユース品の還元

・古本（4月から常設）

市民からリサイクル館かしはらに廃棄物として持ち込まれた本や絵本を展示し、無償で市民に還元しました。

・子育てグッズ（7月から常設）

市民から不用品として提供いただいた子ども服・マタニティ服・おもちゃ・育児グッズ等を展示し、無償で市民に還元しました。

・婦人服・紳士服・食器（令和5年3月から常設）

市民から不用品として提供いただいた洋服（大人服）・食器を展示し、無償で市民に還元しました。



(3) ごみの減量とリサイクル・ポイ捨て防止・ストップ温暖化のポスター及び標語の募集・表彰

市内小学4年生を対象に、ごみの減量とリサイクルなどをテーマとしたポスターや標語を募集し、優秀者を表彰しました。

